



栃木県公報

令和3(2021)年
3月12日(金)
第186号

目次

告示

○保安林の解除	185
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録に係る変更	185
○遊漁規則の変更	186
○地籍調査事業計画の決定	202
○同	202
○道路の区域の変更	202
○道路の供用開始	203
○事業の認定	203

公告

○建設業者の監督処分	206
○都市計画変更図書の写しの縦覧	206
○同	206
○同	206
○同	207
○都市計画事業の施行	207
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	207
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	207

監査委員

○監査結果の公表	208
○財政的援助団体等の監査結果の公表	215

告示

栃木県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下都賀郡壬生町大字壬生甲字下馬木東2676-1、2677から2682まで、大字福和田字河原583から585まで
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（森林整備課）

栃木県告示第116号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条の規定により登録研修機関から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第17条の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		変更の年月日	喀痰吸引等研修の課程
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
0911008	株式会社オーボックス	東京都中野区本町三丁目31番11号(東京都千代田区神田平河町1番地第3東ビル8階)	株式会社オーボックス	東京都中野区本町三丁目31番11号(東京都千代田区神田平河町1番地第3東ビル8階)	令和2(2020)年12月15日	第一号研修 第二号研修

(注) 表中の()内は変更前のもの

(高齢対策課)

栃木県告示第117号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

I

1 漁業権者の住所及び名称

日光市中宮祠2482番地
中禅寺湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(全長制限) 第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。		(全長制限) 第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。	
魚種	全長	魚種	全長
ひめます、さくらます・やまめ、びわます(通称ほんます)、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト及びいな	<u>20センチメートル</u>	ひめます、さくらます・やまめ、びわます(通称ほんます)、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト及びいな	<u>15センチメートル</u>

略	略	略	略
---	---	---	---

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

II

1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市草久1336番地1
西大芦漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第19号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(遊漁料の額及び納付方法)					(遊漁料の額及び納付方法)				
第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。					第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。				
魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金	魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	竿釣	1年	12,000円	-	全魚種	竿釣	1年	10,000円	-
		略	略	略			略	略	
雑魚	竿釣	1年	9,000円	-	雑魚	竿釣	1年	7,500円	-
		略	略	略			略	略	
		組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	2,000円	2,000円			組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	1,700円	1,700円
略					略				
注1・2 略					注1・2 略				
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。					2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。				
略					略				
75歳以上の者		全魚種1年は11,000円			75歳以上の者		全魚種1年は9,000円		
		雑魚1年は8,000円					雑魚1年は6,500円		

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

Ⅲ

- 1 漁業権者の住所及び名称
芳賀郡茂木町大字茂木144番地
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号、内共第2号及び内共第26号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略 2・3 略</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">魚種</th> <th style="width: 10%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 10%;">区 域</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">遊漁料</th> <th style="width: 10%;">附 加 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共通 遊漁 券</td> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別漁場、特設釣場を除く区域</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さくらます・やまめ、にじます、いわな</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 <u>遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。</u></p>	略	種別	魚種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附 加 料 金	共通 遊漁 券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	1年	25,000円	-	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略 2・3 略</p>	略
略																						
種別	魚種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附 加 料 金																
共通 遊漁 券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-																
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-																
略																						

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

Ⅳ

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び第23号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び第23号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						
第7条 略							第7条 略						
2～4 略							2～4 略						
5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	－							
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	－							
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。													

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3(2021)年3月12日

V

1 漁業権者の住所及び名称

宇都宮市平出工業団地6番地7

栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第5号、内共第6号、内共第7号及び第15号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び第15号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						

第7条 略

2～4 略

5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

第7条 略

2～4 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

VI

1 漁業権者の住所及び名称
那須塩原市中塩原310番地
塩原漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第4号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>漁具</th> <th></th> <th></th> <th>附加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		漁具			附加						<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>2・3 略</p>
	漁具			附加							

種別	魚種	及び漁法	区域	期間	遊漁料	料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

VII

1 漁業権者の住所及び名称

日光市小百1719番地
今北漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。						
略							略						
注 略							注 略						
2 略							2 略						
3 前2項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通	さくら	竿釣	特別漁	1年	25,000	-							

遊漁券	ます・やまめ、にじます、いわな	場、特設釣場を除く区域	円
-----	-----------------	-------------	---

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

VIII

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市藤原1103番地6
おじか・きぬ漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号及び内共第11号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び第11号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						
第8条 略							第8条 略						
2・3 略							2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-							
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-							
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。													

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

IX

1 漁業権者の住所及び名称
日光市湯西川709番地
湯西川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第12号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

湯西川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前							
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、 次の表のとおりとする。							
略							略							
注 略 2・3 略							注 略 2・3 略							
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。														
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金								
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-								
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。														

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

X

1 漁業権者の住所及び名称
日光市日蔭585番地
栗山漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第13号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栗山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前								
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、 次の表のとおりとする。								
略							略								
注 略 2・3 略							注 略 2・3 略								
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。															
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金									
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-									
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。															

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XI

1 漁業権者の住所及び名称

日光市川俣821番地
川俣湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第14号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2・3 略							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2・3 略						

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XII

1 漁業権者の住所及び名称

小山市大字立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第16号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						
第7条 略							第7条 略						
2・3 略							2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-	共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ	竿釣		1年	25,000円	-		さくらます・やまめ	竿釣		1年	25,000円	-

め、に じま す、い わな					
------------------------	--	--	--	--	--

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XIII

1 漁業権者の住所及び名称
小山市大字立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第17号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県下都賀漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						
第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。							第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。						
略							略						
注 略							注 略						
2・3 略							2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-							
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-							
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。													

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XIV

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市口栗野704番地
小倉川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 遊漁規則の変更内容
- (1) 変更に係る遊漁規則
小倉川漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
- (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、 次の表のとおりとする。						
略							略						
注 略 2・3 略							注 略 2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-							
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-							
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。													

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XV

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市中粕尾391番地3
粕尾漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号

内共第20号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

粕尾漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前								
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、 次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、 次の表のとおりとする。								
略							略								
注 略 2・3 略							注 略 2・3 略								
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。															
	種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金								
	共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-								
		さくらます・やまめ、じます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-								
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。															

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XVI

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市加園1873番地3
荒井川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第21号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

荒井川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																			
<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 略 2・3 略 4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種別</th> <th style="width:10%;">魚種</th> <th style="width:10%;">漁具及び漁法</th> <th style="width:10%;">区域</th> <th style="width:10%;">期間</th> <th style="width:10%;">遊漁料</th> <th style="width:10%;">附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共通遊漁券</td> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別漁場、特設釣場を除く区域</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さくらます・やまめ、にじます、いわな</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。</p>	種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	1年	25,000円	-	<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 略 2・3 略</p>
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金														
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-														
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-														

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 令和3(2021)年3月12日

XVII

- 1 漁業権者の住所及び名称
 鹿沼市今宮町1688番地1
 黒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
 内共第22号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
 黒川漁業協同組合内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 略</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 略</p>

2・3 略

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

2・3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XVIII

- 1 漁業権者の住所及び名称
足利市常見町623番地4
渡良瀬漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第24号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。						
略							略						
注 略							注 略						
2・3 略							2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び	区域	期間	遊漁料	附加料							

		漁法				金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

XIX

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市足尾町松原6番3号
足尾町漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
足尾町漁業協同組合内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法)							(遊漁料の額及び納付方法)						
第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。							第7条 遊漁者の遊漁料_____は、次の表のとおりとする。						
略							略						
注 略							注 略						
2・3 略							2・3 略						
4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。													
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金							
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじま	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-							

す、い わな					
注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。					

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3(2021)年3月12日

栃木県告示第118号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元（2019）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
大田原市	大田原市のうち前田Ⅰ地区	平成31（2019）年4月1日から 令和3（2021）年5月31日まで

栃木県告示第119号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2（2020）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
大田原市	大田原市のうち下石上Ⅲ地区	令和2（2020）年5月26日から 令和3（2021）年5月31日まで
那須塩原市	那須塩原市のうち島方Ⅳ、下中野Ⅴ及び大原間Ⅰ地区	
那須町	那須町のうち芦ノ又地区	

（農村振興課）

栃木県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年3月12日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福田 富一

- I
- 道路の種類 県道
- 路 線 名 一般県道 堀米停車場線
- 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
125	前	佐野市堀米町字朱雀町上通東1274-2から 佐野市堀米町字小屋街道東1050-4まで	14.0～16.0	103.2	
	後	佐野市堀米町字朱雀町上通東1274-2から 佐野市堀米町字小屋街道東1050-4まで	14.0～16.0	103.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 矢又大内線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
232	前	那須郡那珂川町大内字木戸709-1から 那須郡那珂川町大内字木戸998まで	11.0～22.0	115.2	
	後A	那須郡那珂川町大内字木戸709-1から 那須郡那珂川町大内字木戸998まで	11.0～22.0	115.2	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	那須郡那珂川町大内字木戸709-1から 那須郡那珂川町大内字木戸998まで	6.4～16.3	126.9	

栃木県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年3月12日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
125	一般県道 堀米停車場線	佐野市堀米町字朱雀町上通東1274-2から 佐野市堀米町字小屋街道東1050-4まで	令和3（2021）年 3月12日
125	一般県道 堀米停車場線	佐野市若松町字蛭塚190-9から 佐野市若松町字蛭塚187-14まで	令和3（2021）年 3月12日
269	主要地方道 小山環状線	小山市大字粟宮字中渋辺496-3から 小山市大字粟宮字中渋辺545-3まで	令和3（2021）年 3月12日

(道路保全課)

栃木県告示第122号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

1 起業者の名称

小山市

2 事業の種類

大谷地区中心施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県小山市大字横倉字中林地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

大谷地区中心施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、小山市が公民館、図書館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、出張所、地域包括支援センター、多目的広場を集約した施設を整備する事業であり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館、同条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設、同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び直接その事務又は事業の用に供する施設並びに同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する広場に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

社会教育法第21条第1項において、公民館は市町村が設置するものとされている。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項において出張所は普通地方公共団体の長が、介護保険法（平成9年法律第123号）第115の46第2項において地域包括支援センターは市町村が設置できるとされている。

さらに、起業者である小山市は、平成28（2016）年3月に策定した第7次小山市総合計画において、公民館等の施設をコミュニティ機能を併せ持つ地域住民の交流活動の拠点施設として整備することを計画するとともに、本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものであると認められることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 少子高齢化・人口減少社会に突入した現在、若年層の参加者の減少や担い手の高齢化により自治会をはじめとしたさまざまな地域団体による地域交流活動は弱まりつつあり、地域コミュニティの崩壊が懸念されている。

こうした地域社会をとりまく問題に対し、起業者は「小山市コミュニティ基本計画」及び「第7次小山市総合計画」を定め、地域ごとに様々な団体が相互理解を深め、協働していく体制づくりを支援する取り組みを行っている。小山市大谷地域（以下「大谷地域」という。）においては大谷公民館がコミュニティ活動の拠点として機能してきたが、サークル活動、講座、会議等で使用できる部屋の数が不足しており、団体同士で使用する日時を調整しなければならない。駐車場は慢性的に不足していることに加え、大規模なイベントの開催時には出店や発表の場として使用されることから、大谷中学校や近隣施設の駐車場を別途確保している。大谷公民館内に設置されている小山市役所大谷出張所（以下「大谷出張所」という。）では、大谷地域の人口増加に伴い行政サービスの需要が増加し、現在の窓口及び待合所の規模では対応が困難になりつつある。また、小山市地域防災計画において各出張所は各地域の災害対策活動拠点及び支援物資の供給拠点に位置付けられているものの、大谷出張所は建物の耐震性不足のおそれがあるほか、避難者の受入れ及び物資を保管するためのスペースが確保できず、その機能を果たすことができない。さらに、大谷公民館内の図書室では、蔵書数が少ない、閲覧用机が設置されていない、レファレンスサービスに対応していないといった問題を抱えている。

また、大谷地域ではスポーツが盛んであるが、地域内には小中学校の校庭や民営のグラウンドしか

く、自由にスポーツができる場所が整備されていない。

加えて、地域活性化のためには高齢者や子育て世代を支援する取組が必要であることから、小山市は大谷地域に大谷東小学童保育館及び大谷地区地域包括支援センター（高齢者サポートセンター大谷）を設置しているが、どちらも狭あいを原因とする問題が発生しており、サービスの提供が不十分になっている。さらに、大谷地域には子育て世代同士が交流しやすい場所が整備されておらず、子育て世代がコミュニティ活動に参加する妨げとなっている。

本件事業の完成により、大谷公民館（大谷出張所及び図書室を含む）、大谷東小学童保育館、大谷地区地域包括支援センター（高齢者サポートセンター大谷）の規模が適正になるとともに、大谷地域に必要な施設が新たに整備され、豊かなコミュニティの形成、地域社会の活性化、住民の教養や福祉の向上、地域防災力の強化、より良い行政サービスの提供を図られ、地域住民の公益に資することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、騒音、振動及び排出ガスを抑制する対策を行い、周辺環境に及ぼす影響を軽減する措置が講じられることから、本件事業の施行により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、動植物への影響について、起業者が平成30（2018）年6月に起業地の現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣、植生は確認されなかった。

さらに、起業地内の土地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一部含まれているが、埋蔵文化財が発見された際は、起業者はその措置について小山市教育委員会の指示に従うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、2つの候補地を比較検討している。本件事業の起業地は、居住地域の中心付近に位置し交通の利便性が高いこと、事業費が低廉であること等諸条件から総合的に判断の上選定されており、社会的、技術的及び経済的観点から、より合理的であると認められる。

また、本件事業に係る施設の規模については、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年建設省発第3号）や各施設の利用状況、他のコミュニティ施設との比較等により、駐車場及び駐輪場については道路構造令（昭和45年政令第320号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）等によりそれぞれ適正に計画されていることから、本件事業の起業地の範囲は必要最小限であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他方の候補地と比較して、より適切であると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであると認められることから、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、大谷公民館、大谷東小学童保育館、大谷地区地域包括支援センターの規模が適正でないこと、大谷地域には大規模なコミュニティ活動やスポーツ等が実施できる広場が整備されていないことから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小山市市民生活部市民生活安心課

(用地課)

公 告

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日
令和3（2021）年3月4日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社萩島建設
那須塩原市豊浦町100番地265
代表取締役 萩島 俊宏
栃木県知事許可（般-29）第16212号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間
令和3（2021）年3月15日から同月21日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実
有限会社萩島建設及び同社の元代表者が、法人税法及び地方法人税法違反により、令和2（2020）年10月26日に宇都宮地方裁判所において、同社を罰金800万円、同社の元代表者を懲役1年（執行猶予3年）に処する旨の判決を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

日光市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3（2021）年3月1日に変更した、日光都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

日光市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3（2021）年3月1日に変更した、日光都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

日光市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3（2021）年3月1日に変更した、日光都市計画特別用途地区の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

日光市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和3(2021)年3月1日に変更した、日光都市計画地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一
(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那珂川都市計画道路事業3・4・2号氏家大子線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和3(2021)年3月1日	(廃止)	河内郡上三川町鞆堂463	栃木県行政書士会

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和3(2021)年2月26日	栃木県配置薬協議会	鹿沼市幸町1-3-26 高畑幸村方

(会計局会計管理課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに栃木県監査委員監査基準に基づく監査を執行したので、地方自治法第199条第9項により、その結果を次のとおり公表する。

令和3（2021）年3月12日

栃木県監査委員	小	林	幹	夫
同	関	谷	暢	之
同	金	井	弘	行
同	平	野	博	章

第1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務及び事務の執行」という。）について、原則として令和元（2019）年度執行分のほか、必要に応じ、他年度の執行分も対象とした。

第2 監査の実施内容

監査の対象とした財務及び事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかに主眼をおき、証拠書類等を照合し、必要な資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

（総合政策部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
東京事務所	令和2（2020）年11月17日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

（経営管理部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
総務事務センター	令和2（2020）年10月27日	〔注意事項〕 計1件（給与事務1件）
宇都宮県税事務所	令和2（2020）年10月27日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
鹿沼県税事務所	令和2（2020）年10月27日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
真岡県税事務所	令和2（2020）年10月27日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
矢板県税事務所	令和2（2020）年11月6日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
大田原県税事務所	令和2（2020）年11月6日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
栃木県税事務所	令和2（2020）年11月17日	〔注意事項〕 計1件（個人情報等（行政監査）1件）
安足県税事務所	令和2（2020）年11月17日	〔注意事項〕 計2件（財産・物品管理事務1件、個人情報等

		(行政監査) 1件)
自動車税事務所(「佐野支所」を含む。)	令和2(2020)年11月17日	〔注意事項〕 計1件(個人情報等(行政監査)1件)

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
中央児童相談所	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
県南児童相談所	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
県北児童相談所	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須学園	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
県北健康福祉センター	令和2(2020)年12月4日	〔注意事項〕 計1件(財産・物品管理事務(行政監査)1件)
保健環境センター	令和2(2020)年12月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
県西健康福祉センター	令和3(2021)年1月15日	〔注意事項〕 計1件(その他(行政監査)1件)
安足健康福祉センター	令和3(2021)年1月15日	〔注意事項〕 計1件(その他(行政監査)1件)
県東健康福祉センター	令和3(2021)年1月29日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
県南健康福祉センター	令和3(2021)年2月2日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
県央産業技術専門校(「県北産業技術専門校」・「県南産業技術専門校」を含む。)	令和2(2020)年11月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
産業技術センター(「繊維技術支援センター」・「県南技術支援センター」・「紬織物技術支援センター」・「窯業技術支援センター」を含む。)	令和2(2020)年12月8日	〔注意事項〕 計1件(情報セキュリティ対策(行政監査)1件)

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
日光土木事務所	令和2(2020)年11月27日	〔注意事項〕

		計5件（契約検収事務2件、工事事務2件、財産・物品管理事務1件）
矢板土木事務所	令和2(2020)年12月1日	〔注意事項〕 計1件（契約検収事務1件）
大田原土木事務所	令和2(2020)年12月4日	〔指摘事項〕 契約検収事務のうち、道路保全事業費（補助）に係る地質調査業務委託の設計積算において、モノレールの架設・撤去費の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件352千円あった。
栃木土木事務所	令和3(2021)年1月12日	〔注意事項〕 計1件（契約検収事務1件）
烏山土木事務所	令和3(2021)年1月12日	〔指摘事項〕 契約検収事務のうち、河川調査費（河川改修調査費）に係る測量業務委託の設計積算において、曲線数の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件264千円あった。
鹿沼土木事務所	令和3(2021)年1月15日	〔指摘事項〕 契約検収事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（県単）に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、モノレールの運搬費等の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件638千円あった。
		〔指摘事項〕 工事事務のうち、地方合同庁舎整備費に係る庁舎新築外構工事の設計積算において、集水桝用グレーチング材料単価を誤って計上したことなどにより、設計額が過小となっているものが1件993千円あった。
		〔注意事項〕 計1件（工事事務1件）
安足土木事務所	令和3(2021)年1月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮土木事務所	令和3(2021)年1月22日	〔指摘事項〕 契約検収事務のうち、街路づくり事業費（補助）に係る測量業務委託の設計積算において、数値基準に定められた単位を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件129千円あった。
		〔指摘事項〕 工事事務のうち、道路保全事業費（補助）に係る横断歩道橋塗装工事の設計積算において、業者見積単価の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件803千円あった。

		<p>〔指摘事項〕 工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る防護柵工事の設計積算において、ガードレール設置工の材料費の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件462千円あった。</p> <p>〔注意事項〕 計4件（契約検収事務1件、工事事務2件、許認可等の事務処理（行政監査）1件）</p>
下水道管理事務所	令和3(2021)年1月22日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	令和3(2021)年1月22日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
真岡土木事務所	令和3(2021)年1月29日	<p>〔注意事項〕 計3件（契約検収事務1件、工事事務2件）</p>

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
真岡高等学校	令和2(2020)年10月30日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
大田原高等学校	令和2(2020)年10月30日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	令和2(2020)年11月6日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	令和2(2020)年11月6日	<p>〔注意事項〕 計1件（給与事務1件）</p>
鹿沼南高等学校	令和2(2020)年11月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	令和2(2020)年11月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	令和2(2020)年11月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
真岡工業高等学校	令和2(2020)年11月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
のぞわ特別支援学校	令和2(2020)年12月1日	<p>〔注意事項〕 計1件（収入・支出事務1件）</p>
富屋特別支援学校	令和2(2020)年12月1日	<p>〔注意事項〕 計1件（財産・物品管理事務（行政監査）1件）</p>
黒羽高等学校	令和2(2020)年12月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

聾 学 校	令和2(2020)年12月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
特別支援学校宇都宮青葉高等学園	令和2(2020)年12月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須特別支援学校	令和2(2020)年12月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	令和2(2020)年12月7日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	令和2(2020)年12月7日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	令和2(2020)年12月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	令和2(2020)年12月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	令和2(2020)年12月8日	〔注意事項〕 計2件(給与事務2件)
益子特別支援学校	令和2(2020)年12月8日	〔注意事項〕 計1件(給与事務1件)
小山高等学校	令和2(2020)年12月18日	〔指摘事項〕 給与事務のうち、扶養手当において、認定後の受給要件の確認が不十分であったことから、過支給となっているものが1件144,382円あった。
		〔注意事項〕 計1件(給与事務1件)
宇都宮南高等学校	令和2(2020)年12月24日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	令和2(2020)年12月24日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
栃木工業高等学校	令和3(2021)年1月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
足利南高等学校	令和3(2021)年1月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	令和3(2021)年1月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
足利特別支援学校	令和3(2021)年1月8日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
栃木高等学校	令和3(2021)年1月12日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
栃木女子高等学校	令和3(2021)年1月12日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

塩谷南那須教育事務所	令和3(2021)年1月21日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	令和3(2021)年1月21日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須清峰高等学校	令和3(2021)年1月21日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
黒磯高等学校	令和3(2021)年1月21日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
栃木商業高等学校	令和3(2021)年1月28日	〔指摘事項〕 県立学校施設等改修費に係る産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、必要な事務手続を行わず、産業廃棄物処分業の許可を受けていない業者に依頼したうえ、委託料を支払っていた。また、513,700円について、未払いとなっていた。
		〔注意事項〕 計1件(契約検収事務1件)
栃木農業高等学校	令和3(2021)年1月29日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校	令和3(2021)年1月29日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	令和3(2021)年1月29日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	令和3(2021)年1月29日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
上都賀教育事務所	令和3(2021)年2月2日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	令和3(2021)年2月2日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	令和3(2021)年2月2日	〔注意事項〕 計1件(その他(行政監査)1件)
安足教育事務所	令和3(2021)年2月2日	〔指摘事項〕 給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間等の算定を誤ったことから、過支給となっているものが1件140,451円、支給不足となっているものが2件171,620円あった。
河内教育事務所	令和3(2021)年2月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
芳賀教育事務所	令和3(2021)年2月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	令和3(2021)年2月4日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

宇都宮東高等学校 〔宇都宮東高等学校 附属中学校〕を含む。)	令和3(2021)年2月15日	〔注意事項〕 計1件(工事事務1件)
日光明峰高等学校	令和3(2021)年2月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	令和3(2021)年2月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	令和3(2021)年2月15日	〔注意事項〕 計1件(給与事務1件)
壬生高等学校	令和3(2021)年2月15日	〔注意事項〕 計1件(収入・支出事務1件)
足利工業高等学校	令和3(2021)年2月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
高根沢高等学校	令和3(2021)年2月15日	〔注意事項〕 計1件(その他(行政監査)1件)
今市特別支援学校	令和3(2021)年2月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	令和3(2021)年2月15日	〔注意事項〕 計2件(契約検収事務1件、給与事務1件)
南那須特別支援学校	令和3(2021)年2月15日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

(公安委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果
今市警察署	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
矢板警察署	令和2(2020)年10月16日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央警察署	令和2(2020)年10月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮南警察署	令和2(2020)年10月27日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼警察署	令和2(2020)年11月6日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那珂川警察署	令和2(2020)年11月6日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
足利警察署	令和2(2020)年11月17日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
小山警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

栃木警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
那須塩原警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
佐野警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
真岡警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
下野警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
大田原警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
さくら警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
日光警察署	令和2(2020)年11月19日	〔注意事項〕 計1件(収入・支出事務1件)
那須烏山警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。
茂木警察署	令和2(2020)年11月19日	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの
 注意事項：指摘事項には至らないが注意を要すると認められるもの
 検討事項：指摘事項及び注意事項以外の、事務事業の執行に課題がある場合で、改善に向けて特に検討を要すると認められるもの

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項及び栃木県監査委員監査基準の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3(2021)年3月12日

栃木県監査委員 小林 幹 夫
 同 関 谷 暢 之
 同 金 井 弘 行
 同 平 野 博 章

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)、公の施設の管理者等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、原則として令和元(2019)年度執行分のほか、必要に応じ、他年度の執行分も対象とした。

第2 監査の実施内容

監査の対象とした団体において、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどに主眼をおき、証拠書類等を照合し、必要な資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

監査対象機関名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
栃木県 土地開発公社	令和3(2021)年 1月12日	団体の運営状況及び次の負担金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・地方職員共済組合負担金	団体の運営及び負担金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 須賀学園	令和2(2020)年 12月8日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 宇都宮海星学園	令和3(2021)年 1月15日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 とちぎ 未来づくり財団	令和3(2021)年 2月2日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 ・出資金 ・青少年育成推進事業費補助金 ・栃木県総合文化センター文化事業補助金 ・栃木県総合文化センター ・栃木県子ども総合科学館 ・栃木県立とちぎ海浜自然の家 ・栃木県立なす高原自然の家	〔注意事項〕 計1件(指定管理1件)
北関東 総合警備保障 株式会社	令和3(2021)年 1月22日	公の施設の管理状況 ・栃木県防災館 ・栃木県グリーンスタジアム	〔注意事項〕 計2件(指定管理2件)
栃木県 信用保証協会	令和3(2021)年 1月22日	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・信用保証協会制度融資保証料補給事業 ・栃木県制度融資等貸付事業 ・栃木県制度融資保証に係る損失補償事業	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県 環境保全公社	令和2(2020)年 12月4日	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度廃棄物対策推進事業費補助金 ・令和元年度廃棄物処理施設等周辺整備事業市町村交付金 	
社会福祉法人 とちぎ 健康福祉協会	令和2(2020)年 12月1日	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るい長寿社会づくり推進機構補助金 ・とちぎ健康づくりセンター ・とちぎ生きがいづくりセンター 	補助金及び公の施設の管理に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
地方独立 行政法人 栃木県立 がんセンター	令和3(2021)年 2月2日	<p>団体の運営状況及び次の負担金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・(地独) 栃木県立がんセンター事業負担金 ・地方独立行政法人栃木県立がんセンター貸付金 ・認定看護師養成支援事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 	団体の運営及び負担金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 国際医療 福祉大学	令和2(2020)年 12月7日	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期医療機関運営費補助金 ・臨床研修費等補助金(医師) ・緊急分娩体制整備事業補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金 ・感染症外来協力医療機関整備事業費補助金 ・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金 ・結核予防費補助金 ・大学地域連携活動支援事業補助金 ・院内保育所運営費補助金 ・防災訓練等参加事業費補助金 ・栃木県看護師等養成所運営費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

学校法人 上岡学園	令和3(2021)年 1月8日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県 産業振興 センター	令和3(2021)年 1月29日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・栃木県産業振興センター補助金 ・特許等活用促進事業費補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
株式会社 とちぎ産業 交流センター	令和3(2021)年 1月29日	団体の運営状況 ・出資金	団体の運営は、設立目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 大谷地域 整備公社	令和3(2021)年 1月15日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・平成31(2019)年度公益財団法人大谷地域整備公社安全対策推進事業費補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
足利商工会議所	令和3(2021)年 1月15日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
鹿沼商工会議所	令和2(2020)年 12月18日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助金 ・地域商業団体応援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県 国際交流協会	令和3(2021)年 2月2日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・国際化推進事業費補助金 ・外国人材コーディネーター設置事業費補助金 ・外国人受入環境整備交付金(整備)事業費補助金	[注意事項] 計3件(出資出捐3件)
栃木県 土地改良事業 団体連合会	令和2(2020)年 12月18日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・土地改良施設維持管理適正化事業費補助金 ・土地改良区体制強化事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

真岡鐵道株式会社	令和3(2021)年 1月15日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・第三セクター鉄道輸送対策事業費補助金 ・真岡鐵道経営安定化補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県住宅供給公社	令和3(2021)年 1月12日	団体の運営状況及び次の負担金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・地方職員共済組合団体共済部 地方公共団体負担金	団体の運営及び負担金にかかる事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
グレイズ・インターナショナル株式会社	令和2(2020)年 12月24日	公の施設の管理状況 ・栃木県民ゴルフ場	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人日光杉並木保護財団	令和2(2020)年 12月7日	団体の運営状況及び次の交付金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・日光杉並木街道保護事業費交付金	団体の運営及び交付金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	令和2(2020)年 12月1日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・公益財団法人栃木県暴力追放県民センター補助金	〔注意事項〕 計2件(出資出捐2件)

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの

注意事項：指摘事項には至らないが注意を要すると認められるもの

検討事項：指摘事項及び注意事項以外の、事務事業の執行に課題がある場合で、改善に向けて特に検討を要すると認められるもの